

自由論題 1「国際関係と安全保障」・報告 3

報告テーマ

中国と多国間環境レジーム

—国際連合人間環境会議と残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の事例から—

“China and the Multilateral Environmental Regime

—Cases from the United Nations Conference on the Human Environment and the Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants—”

氏名(所属)

高橋 知子(東京大学・院)

要旨(800字程度)

国家と国際機構・レジームの相互作用に関する研究は、国家の主権が外部の主体によって制約される可能性をもつ点において、国際関係論の重要な分野であり、先行研究はメカニズムの複雑性や、アクターの多様性について指摘してきた。

しかしながら、中国についての実証研究では上記議論が単純化される傾向にある。特に多いナラティブは、中国は国際社会に遅れて参画しており、国際機構・レジームに参加することで徐々に規範を受け入れるようになったというものである。国際制度自体が社会的構築物であることや、中国の制度創出への参画に注意を払う研究は例外的なものにとどまる。

そこで本稿では、中国が能動的主体として如何に国際機構・レジームに参画してきたのかを検討することを研究課題とする。その際、「レジーム」の実体を規範だと規定したクラズナー(1983)の定義を再検討し、国家の交渉過程が本稿での「レジーム」であると規定し、実体的規範に比べて軽視されてきた手続き的規範における国家の動きを等しく重視する。事例としては、環境分野の「レジーム」を取り上げるが、それは(1)当該イシューの「レジーム」がヘゲモニーに左右されることが少ないとされ、(2)環境分野の科学・技術的用語を政治的言語に置き換える際、交渉過程の詳細な検討が可能だからである。方法論としては、英字・中字新聞や国連の議事録・報告書を定性的に分析する。

結論として、ストックホルムでの国際連合人間環境会議と、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約という2つの具体例を取り上げ、前者での中国は意見を表明する手続き的規範からは逸脱していたが、提唱した実体的規範の案は支持を得たこと、また後者では、実体的規範は途上国のみならず支持されたものの、実行段階ではどの国も同じ規範に従ったことがわかる。以上をまとめると、実体的規範であるかどうか、また規範として収斂したか、といった切り口では見逃される中国の行動の仕方が見出される。

今後の課題として、中国が能動的主体として行動することは提示されたものの、その行動パターンの網羅や、行動が切り替わる閾値の明確化が必要であり、分野の異なる「レジーム」を比較し、またバイ・地域・マルチの「レジーム」によって場合分けをして研究することが求められる。